

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第12条の3
処 分 の 概 要 : 調査のための受診命令
原権者(委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第5条第1項第3号~第5号(許可の基準)、第9条の13第1項第1号(年少射撃資格の認定)、第12条の3
処 分 基 準 : 法第4条若しくは第6条の許可を受けた者又は第9条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第5条第1項第3号~第5号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 (電話 075-451-9111 内線3052)
備 考 :